

宮城県被災建築物応急危険度判定士登録要綱に係る事務処理要領

第1 目的

この要領は、宮城県被災建築物応急危険度判定士登録要綱(以下「要綱」という。)の事務処理に関し必要な事項を定める。

第2 登録名簿及び登録証

要綱第3第1項の規定による宮城県被災建築物応急危険度判定士名簿の様式は、様式第1号によるものとし、第3第2項の規定による宮城県被災建築物応急危険度判定士登録証の様式は、様式第2号によるものとする。

第3 応急危険度判定士の登録申請

要綱第3第1項の規定による宮城県被災建築物応急危険度判定士登録申請書の様式は、様式第3号によるものとし、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- 1 顔写真2枚 登録の申請の前6か月以内に撮影したもので、無帽、正面、上半身、無背景のもの。大きさは、縦3センチメートル、横2.4センチメートル。
- 2 建築士免許証明書の写し。ただし、更新申請の場合は不要
- 3 他の都道府県で登録又は認定を受けている応急危険度判定士は、それを証する書類の写し
- 4 その他、知事が必要と認める書類

第3の2 建築士以外で知事が認める者

要綱第3第1項の規定によるその他知事が認める者は、次の各号に掲げる者とする。

- 1 建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の58第1項による建築基準適合判定資格者
- 2 建築基準法第12条第1項による特定建築物調査員
- 3 建築士試験に合格している者
- 4 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく建築に関する施工管理の資格を有する者
- 5 官公庁で建築行政に関する実務の経験年数が3年以上の者
- 6 官公庁の職員であって、宮城県、宮城県建築物等地震対策推進協議会又は宮城県内の市町村が開催する被災建築物応急危険度判定実地訓練に参加した者

第4 登録更新の申請

要綱第3第4項の規定による宮城県被災建築物応急危険度判定士の登録更新の申請は、第3の規定を準用する。

第5 登録事項変更の届出

要綱第5の規定による宮城県被災建築物応急危険度判定士登録事項変更届出の様式は、様式第4号によるものとする。

第6 登録の取消しの申請

要綱第6第1項第2号の規定による宮城県被災建築物応急危険度判定士登録抹消申請書の様式は、様式第5号によるものとする。

第7 再交付の申請

要綱第7の規定による宮城県被災建築物応急危険度判定士登録証再交付申請書の様式は、様式第6号によるものとし、汚損した場合にあってはその登録証を添付するものとする。

第8 みやぎ電子申請サービス

みやぎ電子申請サービスにより申請又は届出を行う場合は、第3、第5、第6及び第7の様式を定める規定については、適用しない。

第9 名簿の保管等

要綱に係る事務処理及び宮城県被災建築物応急危険度判定士登録名簿の保管は、土木部建築宅地課において行う。

附 則

この要領は、平成9年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成28年10月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の規定によるものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和3年9月13日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の規定によるものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和4年9月27日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の規定によるものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和7年9月5日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の規定によるものとみなす。

様式第 1 号

宮城県被災建築物

応急危険度判定士名簿

					判定士登録番号						
氏名				生年月日				性別			
登録資格	建築士免許										
	その他										
登録年月日						旧登録番号3					
旧登録番号1						旧登録番号4					
旧登録番号2						旧登録番号5					
自宅	住所										
	電話				ファクシミリ						
勤務先	名称										
	所在地										
その他の	電話				ファクシミリ						
	名称										
	所在地										
他	電話				ファクシミリ						
変更事項・摘要											
変更 1											
変更 2											
変更 3											

顔写真 貼 付	宮城県被災建築物
	応急危険度判定士登録証
	氏 名
	生年月日
	登録番号
	登録年月日
	有効期限
宮 城 県 知 事	

裏 面

本証は、地震による被災建築物の危険度を判定（応急危険度判定）し、余震等による建築物の倒壊などに伴う二次災害の防止を図ることを目的に宮城県知事が「宮城県被災建築物応急危険度判定士登録要綱」に基づき交付したものである。

注意事項 住所、勤務先等に変更が生じたときは届け出てください。

本証の更新は、有効期限の30日前までに申請してください。

本人連絡先 _____

電 話 番 号 _____

本証を拾得した場合は、上記連絡先へご連絡ください。

※地震発生後に応急危険度判定士の招集がある場合は下記の電話番号に集合の日時・場所等が録音されていますので、お聞きください。

応急危険度判定士招集録音電話：171-2-022-211-3246

県 へ の 連 絡 用 電 話 番 号：022-211-3245

宮城県被災建築物応急危険度判定士登録申請書

地震により被害を受けた建築物の応急的な危険度の判定を行う「宮城県被災建築物応急危険度判定士」の登録を受けたいので、宮城県被災建築物応急危険度判定士登録要綱第 3 第 1 項の規定により申請します。

また、円滑な判定実施のために個人情報を含む登録事項を市町村及び知事が必要と認めた者へ提供することに同意します。

申請日

宮 城 県 知 事 殿

氏名

生年月日

性別

登 録 要 件

参集要請連絡先

①登録年月日等

②登録番号等

③登録都道府県等

自
宅

郵便番号

住所

電話

ファックス

メール

勤
務
先
・
学
校

名称

郵便番号

住所

電話

ファックス

メール

そ
の
他

名称

郵便番号

住所

電話

ファックス

メール

申
請
事
由

☐ 新規登録

→受講年月日

☐ 更新登録

→判定士番号

☐ 相互認証

→判定士番号

(転入元)

所属する団体等

※複数可

判定活動経験

過去の災害で被災建築物応急危険度判定の活動を行ったことが

☐ 有ります。(地震名:)

☐ 有りません。

登録証用写真

縦3cm×横2.4cm
無帽正面、上半身
、無背景、6 か月
以内の撮影

- 新規申請時は裏面記載の「添付書類」を同封してください。(更新申請時は不要です)
- 印刷して申請する場合、写真 2 枚(縦 3 cm×横 2. 4 cm、無帽正面、上半身、無背景、6 か月以内の撮影)のうち 1 枚を本申請書右下「登録証用写真」欄にのり付けし、もう 1 枚は本申請書にクリップ止め等で添付して提出してください。

申請書の記入について

○「登録要件」欄について

必要事項を記入し、**登録要件を証する書類の写し**を添付してください。更新登録の方は、現在該当する登録要件で記入してください。

登録要件	記入事項	添付書類
一級、二級、木造建築士 (試験合格者を含む)	①登録年月日または合格年月日 ②登録番号または合格番号 ③登録都道府県または合格都道府県 (一級建築士：『大臣』を選択)	建築士免許証明書 または 合格通知書の写し
一級、二級建築施工管理技士	①技術検定合格証明書発行年月日 ②技術検定合格証明書番号 ③(記載不要)	技術検定 合格証明書の写し
一級、二級建築基準適合判定資格者	①登録年月日 ②登録番号 ③(記載不要)	建築基準適合判定資格者 登録証の写し
特定建築物調査員	①交付年月日 ②交付番号 ③(記載不要)	特定建築物調査員資格者 証の写し
官公庁で3年以上の建築行政実務経験あり	①～③(記載不要)	実務経験証明書(※1)
官公庁の職員(宮城県内実地訓練参加者)	①実地訓練参加年月日 ②、③(記載不要)	実地訓練に参加したことが わかる書類(※2)

※1「実務経験証明書」は、各官公庁が発行する書類であれば、様式は問いません。なお、宮城県建築宅地課ホームページでは、参考様式「宮城県被災建築物応急危険度判定士実務経験証明書」を公開しています。

※2「実地訓練に参加したことがわかる書類」は、実地訓練の受講申込書、実地訓練の参加者名簿、実地訓練に参加したときの写真などです。詳細は実地訓練の開催者にお問い合わせください。なお、官公庁の職員ではない場合は、実地訓練参加者であっても当該登録要件を満たしません。

○「参集要請連絡先」について

「自宅」「勤務先・学校」「その他」のいずれかを選択してください。地震発生後は停電や電話の不通等により、判定士への連絡が付きにくくなるため、携帯電話や勤務先の電話番号等、複数の連絡先登録に御協力ください。

○「所属する団体等」欄について

所属する団体名(例：宮城県建築士会、宮城県建築士事務所協会など)を記入してください(複数可)。団体名の記入は略称で構いません(例：建築士会、事務所協会など)が、類似団体と区別できるようお願いします。

○「判定活動経験」欄について

過去の災害で被災建築物応急危険度判定活動を実際に行ったことが有る方は、「☐有ります」にチェックを入れ、()内に「地震名：〇〇年〇〇地震」と記入してください。

☆「登録事項の提供」について

申請書の記載事項は「宮城県被災建築物応急危険度判定士登録名簿」に記載されます。応急危険度判定は県・市町村・民間の建築関係団体等が協力して実施されますが、円滑な判定実施のために、登録名簿を市町村及び知事が必要と認めた者へ提供する場合があります。申請書の提出は、**個人情報を含む登録事項の提供への同意ともなりますので**、予め御了承いただきますようお願いいたします。

なお、登録事項は応急危険度判定活動に関する事以外には使用しません。

宮城県被災建築物応急危険度判定士登録事項変更届

応急危険度判定士の登録事項に変更がありましたので、宮城県被災建築物応急危険度判定士登録要綱第 5 の規定により届け出ます。

年 月 日

宮 城 県 知 事 殿

応急危険度判定士 住 所
氏 名

応急危険度判定士登録年月日、番号

年 月 日 第 号

項 目		変 更 前	変 更 後
申 請 者	氏 名		
	住 所	〒	〒
	電 話	()	()
建 築 士 免 許	種 別	1 級 ・ 2 級 ・ 木 造	1 級 ・ 2 級 ・ 木 造
	登 録 年 月 日	年 月 日	年 月 日
	登 録 番 号	() 第 号	() 第 号
参 集 要 請 先	固 定 電 話	()	()
	携 帯 電 話	()	()
	メー ル ア ド レ ス		
勤 務 先	名 称		
	所 在 地	〒	〒
	電 話	()	()
	ファクシミリ	()	()
そ の 他			

- 1 氏名変更の場合は、現在の登録証の写しと写真 1 枚(縦 3.0cm×横 2.4cm)を添付してください。
- 2 建築士免許の変更の場合は、建築士免許証明書の写しを添付してください。

宮城県被災建築物応急危険度判定士登録抹消申請書

宮城県応急危険度判定士登録要綱第 5 第 2 項の規定により、応急危険度判定士登録の抹消を申請します。

年 月 日

宮 城 県 知 事 殿

〒
応急危険度判定士 住 所
氏 名

応急危険度判定士登録年月日、番号	年 月 日 第 号
備 考	

1 応急危険度判定士登録証を添付してください。

宮城県被災建築物応急危険度判定士登録証再交付申請書				
宮城県被災建築物応急危険度判定士登録証の再交付を受けたいので申請します。				
年 月 日				
宮 城 県 知 事 殿				
〒 応急危険度判定士 住 所 氏 名				
応急危険度判定士登録年月日、番号		年 月 日 第 号		
生 年 月 日		年 月 日生		性 別 男 ・ 女
登 録 資 格	建築士免許	1 級 ・ 2 級 ・ 木 造	登録年月日 登 録 番 号	年 月 日 () 第 号
	そ の 他			
再 交 付 を 申 請 す る 理 由		亡 失 ・ 滅 失 ・ 汚 損 ・ 破 損 ・ その他()		
備 考				

- 1 登録証用写真 1 枚(縦 3cm×横 2.4cm)を添付してください。
- 2 汚損又は破損の場合は、その登録証を添付してください。
- 3 亡失した登録証を発見したときは、速やかに返納してください。